

電気供給業を行う法人の事業税（収入金額課税）について

収入金額課税について

(法72条の2第1項第2号及び第3号、法72条の12)

電気供給業を行う法人の法人事業税の課税標準は、当該事業年度の収入金額とされています。このため、再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）の固定価格買取制度の実施などにより電気供給を開始した場合は、電気の供給を始めた事業年度から電気供給業に該当し、法人事業税は、各事業年度の収入金額を課税標準とした収入割により申告していただくこととなります。

また、令和2年度及び令和3年度税制改正により、電気供給業のうち小売電気事業等、発電事業等又は特定卸供給事業を行う法人は、令和2年4月1日以後に開始する事業年度（特定卸供給事業を行う法人は、令和4年4月1日以後に終了する事業年度）から、資本金の額又は出資金の額に応じて、収入金額と併せて所得金額又は付加価値額や資本金等の額を課税標準として法人事業税額を算定し、申告していただくことになりました。

課税標準となる収入金額の算定

$$\text{収入金額（課税標準）} = \text{収入すべき金額の総額} - \text{控除すべき金額}$$

課税標準となる収入金額

原則として、電気事業会計規則による収入（電気事業会計規則の適用がない場合は、これに準ずる方法により計算した収入）となります。主なものは次の収入になりますが、原則として電気供給業の事業収入にかかるすべての収入が含まれます。（通（県）第3章4の9の2）

- ①各種電灯料収入
- ②各種電力料収入（新エネルギー等電気相当量を含む）
- ③遅収加算料金
- ④せん用料金
- ⑤電球引換料
- ⑥配線貸付料
- ⑦諸機器貸付料
- ⑧受託運転収入
- ⑨諸工料
- ⑩設備貸付料収入
- ⑪水力又はかんがい用水販売等の供給雑益に係る収入
- ⑫事業税相当分の加算料金 等

収入すべき金額の総額

各事業年度において収入することが確定した金額で、その事業年度の収入として経理されるべきその事業年度に対応する収入となります。（通（県）第3章4の9の1）

- ※1）貸倒れが生じたとき又は値引きが行われたときは、貸倒れが生じた日又は値引きが行われた日の属する事業年度の収入金額から控除してください。（通（県）第3章4の9の1）
- ※2）自ら電源開発等の事業を行うため建設仮勘定を設け、これを別個に経理している場合、当該建設仮勘定に供給した電力に係る収入金額は自家消費に当たるため、収入金額に含めません。（通（県）第3章4の9の3）
- ※3）料金と併せて収入する消費税（地方消費税含む。以下同じ）の金額は、収入金額に含めません。

控除すべき金額

次の収入となります。

- ①国又は地方団体から受けるべき補助金
- ②固定資産の売却による収入金額
- ③保険金
- ④有価証券の売却による収入金額
- ⑤不要品の売却による収入金額
- ⑥受取利息及び受取配当金
- ⑦需要者等から収納する工事負担金等
- ⑧電気事業法第28条の40第2項の交付金
- ⑨電気供給業を行う他の法人から電気の供給を受けて電気供給を行う場合に、供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額
- ⑩非FIT非化石証書購入費相当額
- ⑪再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第36条の賦課金
- ⑫損害賠償金、投資信託に係る収益分配金、株式手数料、社宅貸付料

上記のほか、法附則等に規定されるもの

(例：電柱敷地料は控除すべき金額には含まれません。)

税率について

区分	税目	課税標準	税率	
			令和元年10月1日以後、令和2年3月31日以前に開始する事業年度	令和2年4月1日以後に開始する事業年度
電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く）注②	法人事業税収入割	収入金額	1. 0%	
	特別法人事業税	法人事業税収入割額	30. 0%	
電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業※）注③	資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人	法人事業税収入割	1. 0%	0. 75%
		法人事業税付加価値割	—	0. 37%
	法人事業税資本割	—	0. 15%	
	上記以外の法人	法人事業税収入割	1. 0%	0. 75%
		法人事業税所得割	—	1. 85%
特別法人事業税		法人事業税収入割額	30. 0%	40. 0%

※特定卸供給事業を行う法人については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から上記税率が適用されます。

電気供給業注②、③とその他の事業注①を併せて行う場合

原則	<p>次の事業部門ごとに区分計算を行い、それぞれの課税標準額及び税額を算定してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電気供給業注② → 収入割 ○ 電気供給業（小売電気事業等、発電事業等、特定卸供給事業）注③ → 収入割及び所得割（又は付加価値割、資本割） ○ その他の事業（所得等課税事業）注① → 所得割（及び付加価値割、資本割） 	<p>複数の事業部門に共通の収入金額又は経費があるときは、これらの共通収入金額又は共通経費を各事業部門の最も妥当と認められる基準（例：売上金額など）によって按分計算してください。（通（県）第3章4の9の5）</p>
例外	<p>主たる事業に比べ、従たる事業が社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なものであり、主たる事業の附帯事業として行われていると認められる場合においては、従たる事業を主たる事業のうち含めて、主たる事業の課税方式によって課税標準額及び税額を算定することができます。（通（県）第3章4の9の9）</p>	<p>左記の“軽微なもの”の判定は、一般に従たる事業の売上金額が主たる事業の売上金額の1割程度以下であり、かつ、売上金額など事業の経営規模の比較において従たる事業と同種の事業を行う他の事業者と課税の公平性を欠くことにならないものとされています。（通（県）第3章4の9の9）</p>

申告書及び申告書に添付する書類

小売電気事業等、発電事業等又は特定卸供給事業（以下「収入金額等課税事業」という。）注③を行う法人については、次の申告書を使用します。

- 確定申告、中間申告・・・第6号様式（その2）
- 予定申告・・・第6号の3様式（その2）、第6号の3様式（その2）次葉

確定申告及び中間申告を提出する際には、以下の書類の添付が必要となります。

【課税標準の算定関係】

- 所得金額に関する計算書(第6号様式別表5)※
- 法人税法施行規則様式別表4（写）
- 雑収入の内訳書
- 収入金額に関する計算書(第6号様式別表6)
- 貸借対照表及び損益計算書
- その他（収入金額算定に関する基礎資料等）

【その他】（必要に応じて添付してください。）

- 欠損金額及び災害損失金の控除明細書（第6号様式別表9）※
- 課税標準の分割に関する明細書（第10号様式）※【2以上の都道府県に事務所等を有する場合】
- 所得金額に関する区分計算書(収入金額等課税事業注③と所得等課税事業等注①等を併せて行い申告する場合)

※収入金額等課税事業注③と所得等課税事業等注①等を併せて行う法人は、それぞれの事業で作成する必要があります。

【注】通（県）第3章の用語

- ①法第72条の2第1項第1号に掲げる事業（以下②、③及び④以外の事業税課税事業）：所得等課税事業
- ②法第72条の2第1項第2号に掲げる事業（送配電事業・ガス供給業・保険業等）：収入金額課税事業
- ③法第72条の2第1項第3号に掲げる事業（小売電気事業等・発電事業等・特定卸供給事業）：収入金額等課税事業
- ④法第72条の2第1項第4号に掲げる事業（特定のガス供給業）：特定ガス供給業

— 電気供給業に係るQ&A —

Q 1 自社の工場で発電した電気の一部分を工場敷地内にある子会社に供給しています。この場合、法人事業税においては「電気供給業」に該当しますか？

A 1 他の者への電気の供給であり、電気供給業に該当します。
法人事業税における「電気供給業」とは、現に電気を供給する実態のある事業をいいます。

Q 2 電気供給に係る設備等を販売する事業は、法人事業税における電気供給業に該当しますか？

A 2 電気供給に係る設備等を販売する事業は、電気供給業ではなく、第1号事業となります。
ただし、継続して電気供給業として第3号事業の申告を行っており、電気供給業の用に供していた設備等を譲渡する場合は、電気供給業にかかる固定資産の譲渡として取り扱います。

Q 3 新しく電気供給業を開始しましたが、届出は必要ですか？

A 3 事業の変更は届出事項ですので、「法人設立解散合併等変更届」によって、その旨を届け出てください。なお、課税標準の計算方法が従前と変更になる場合がありますのでご注意ください。

Q 4 電気供給業とその他の事業との区分計算を行う場合において、電気供給業とその他の事業に共通する収入金額又は経費があるときはどうなりますか？

A 4 電気供給業とその他の事業の両事業部門に共通する収入金額又は経費があるときは、これらの共通収入金額又は共通経費を両事業部門の売上金額等最も妥当と認められる基準（例：売上金額）によって按分してください。

Q 5 まだ電気供給を開始していない場合の事業年度の課税はどうなりますか？

A 5 現に電気の供給を開始していない間は、法人事業税における「電気供給業」に該当しないため、所得割（資本金1億円超の法人については、付加価値割及び資本割を含む）により申告してください。
なお、当事業年度に欠損金額が生じたときは、第1号事業に係る欠損金として翌期以降の第1号事業にかかる所得から控除することができます。

Q 6 中間申告は必要ですか？

A 6 収入割を申告する法人で事業年度が6月を超える法人は、法人事業税については、必ず中間申告納付（予定申告又は仮決算に基づく中間申告）をすることとなっています。

Q 7 主たる事業が電気供給業である法人です。無人の発電設備のみが設置されていて、事務所又は事業所が所在しない県があります。この県にはどのように申告すべきでしょうか？

A 7 法人事業税は、事務所又は事業所の所在する都道府県に対して納税義務があります。無人の発電設備は事務所又は事業所に該当しませんので、当該設備のみが所在する県には申告義務はありません。

Q 8 第1号事業と第3号事業を併せて行っている場合、欠損金の扱いはどのようになりますか？

A 8 欠損金については、第1号事業に該当するものと第3号事業に該当するものに区分して管理します。令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、第3号事業についても所得割が課されることとなりました（外形法人を除く）。これにより、第1号事業にかかる所得（欠損）と第3号事業にかかる所得（欠損）を区分し、第1号事業にかかる欠損金については、翌期以降の第1号事業にかかる所得から控除し、第3号事業にかかる欠損金については、翌期以降の第3号事業にかかる所得から控除することができます。なお、第1号事業と第3号事業を併せて行っている場合は、繰越欠損金の明細（第6号様式別表9）を、第1号事業分と第3号事業分それぞれに、計2枚作成する必要があります。

【お問い合わせ先】

徳島県東部県税局
南部総合県民局
西部総合県民局

徳島庁舎
吉野川庁舎
地域創生防災部
地域創生観光部

県民税・事業税担当	088-626-8843
課税担当	0883-26-3922
県税担当	0884-24-4120
県税担当	0883-53-2022